

様式第1 (第5条関係)

豊橋市一時預かり利用料給付金申請書兼請求書

令和6年〇月〇日

豊橋市長 様

申請者 (保護者)

〒 440-8501
住所 豊橋市今橋町1番地

氏名 豊橋 太郎
電話 〇〇-▲□▲□

申請者名は振込先と
合わせて下さい。

令和6年度豊橋市一時預かり利用料給付事業実施要綱第5条の規定に基づ

R5年度から一部の施設では、
兄弟姉妹で同一日・同一施設利用時に、
利用料金が世帯あたり2,000円となります。
この場合、世帯あたり2,000円の利用料金を
兄弟姉妹のいずれかの子の分として申請してください。

1 対象児童 (児童ごとに請求して)

児童	ふりがな	とよはし じろう	生年月日	平成 令和	31年4月1日
	氏名	豊橋 次郎			

2 同居する家族 (同居者は全員記入してください。)

氏名	生年月日		続柄
	昭和 平成 令和	年 月 日	
とよはし たろう	昭和	1年4月1日	父
豊橋 太郎	平成		
とよはし はなこ	昭和	1年4月2日	母
豊橋 花子	平成		
とよはし いちろう	昭和	33年4月3日	祖父
豊橋 一郎	平成		
とよはし はるこ	昭和	33年4月4日	祖母
豊橋 春子	平成		
	昭和 平成 令和	年 月 日	
	昭和 平成 令和	年 月 日	

申請にあたり同意
していただく事項

- 1 申請者及び対象児童が豊橋市内に居住していることを、豊橋市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 申請者世帯の市町村民税の課税状況及び生活保護の該当状況を豊橋市が確認すること。
- 3 各施設への利用料の支払状況等を豊橋市が調査すること。

3 請求の内訳

給食(主食・副食)費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは、除いてください。

利用月	利用日数	利用料 (給食費等除く)	給付額	利用月	利用日数	利用料 (給食費等除く)	給付額
4月	4	7,000円	7,000円	10月		0円	0円
5月	1	2,000円	2,000円				
6月	8	8,000円	8,000円				
7月	9	18,000円	18,000円				
8月	5	10,000円	10,000円				
9月		0円	0円				
請求額			45,000円				

給付上限額(利用日数①×2,000円)と
利用料②を比較し、少ない方が給付額です。

(例)
4月に4日利用し、利用料が7,000円だった場合
→給付上限額 = 8,000円(4日×2,000円)
8,000円 > 7,000円なので、少ない方の
7,000円が給付額③となります。

給付額の合計が請求額です。

4 振込先

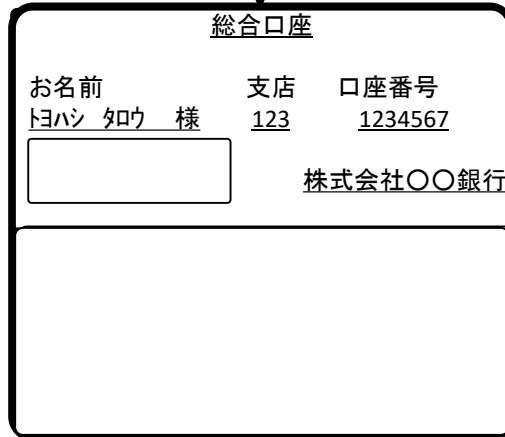
金融機関名	豊橋							銀行 農協 信用金庫 信用組合	フリガナ	トヨハン タロウ
預金種別	普通 当座									
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座名義	豊橋 太郎	

振込先は、
申請者名と合わせて下さい。

上記項目が分かる以下のいずれかの写しをこの欄に貼り付けてください。



キャッシュカード



通帳

5 添付書類

4~8月利用分の請求の場合: R5.1/1時点で市外に住民登録があった方
9~12月、1~3月利用分請求の場合: R6.1/1時点で市外に住民登録があった方

- ・一時預かりの利用に係る領収書
- ・市町村民税の非課税証明書(該当者のみ)